

第2章 移行期と政治体制の動揺

はじめに

一党支配体制を守りながら市場経済化を目指すという、中国の移行過程はロシア、東欧諸国との比較で見ると特異である。

本質的に矛盾をはらんだこの過程を安定化させるカギこそ、経済のパフォーマンスにほかならない。中国は1990年代前半まで、巨大な市場をもった低開発国としての特性を生かし、高度経済成長を遂げ、これが国内に大きな亀裂を生じさせることなく、政治安定を一応確保させてきたと言える。

今や中国経済は高度成長の歪みという壁に直面しており、これに伴い政治面でもさまざまなほころびが目立ってきている。本稿では、中国政治の現状を分析することを通じ、中国の移行過程の行方を検討する。

1995年9月に開かれた中国共産党（以下、中共）第14期中央委員会第5回全体会議（以下、5中全会）において、江沢民総書記が「安定は発展と改革の前提」（注1）と述べ、市場経済への移行の中で、従来になく社会情勢の安定の強調が目立った。江沢民は、経済体制の転換期にあって「各方面の利害関係の変化は大きく、各種の矛盾がかなり突出する可能性」を指摘し、12の矛盾の存在とそれへの適切な対処を要請した。12の矛盾とは、以下の相互関係にバランスと調和を要求するものである。

- (1) 改革、発展、安定の関係
- (2) (経済成長の) 速度と効果との関係
- (3) 経済建設と人口、資源、環境との関係
- (4) 第1、第2、第3次産業の関係
- (5) 東部地区と中西部地区との関係
- (6) 市場メカニズムとマクロコントロールとの関係

- (7) 公有制経済とその他の経済構成要素との関係
- (8) 所得分配における国家、企業、個人との関係
- (9) 対外開放拡大と自力更正堅持との関係
- (10) 中央と地方との関係
- (11) 国防建設と経済建設との関係
- (12) 物質文明建設と精神文明建設との関係

この12の矛盾によって、当面の江沢民政権の抱えている難題の所在が明らかとなろう。

第1節 中央の権威を如何に確立するか

1. インフレ抑制と「中央の権威」

1994年10月に実施した社会各層の2万人に対するアンケート調査によると、94年の最も重要な問題として、79.8%の人が「物価上昇が早すぎる」ことを挙げている（注2）。専門家に対する別のアンケート調査でも「10項目の社会の矛盾と問題を、深刻な順に並べなさい」という問いに対し、表2-1のような結果が出た（注3）。第1位に物価問題を挙げた人は全体の50%を超えている。

1992年2月のいわゆる「南巡講話」により、鄧小平は改革・開放や経済発展の加速化を指示した。その結果、91年に9.3%だった経済成長率は、92年には

表2-1 次の社会の矛盾と問題を、深刻な順にならべなさい。(%)

	第1位	第2位	第3位
社会治安	5.6	17.9	20.4
物価	51.2	17.4	12.8
收入格差	5.1	6.4	9.6
農民負担	0.7	5.3	8.6
就業	2.7	4.0	4.7
腐敗	22.2	24.0	16.2
社会風紀	7.1	9.1	14.3
政治	0.7	1.5	2.9
国有企业	11.7	19.1	12.4
地域格差	1.3	0.0	4.0

(出所)『社会藍皮書 1994-1995年中国社会形势分析与预测』、
中国社会科学出版社、1995年。

14.2%に伸び、投資総額の増加率（対前年比）も、92年に42.6%だったのが、93年には58.6%に達した（いずれも名目額ベース）。こうした経済の「過熱」状態によって、92年に6.4%だった物価上昇率（対前年比）は、当然ながら93年には14.7%にまで跳ね上がった。そのため政府は、93年7月、中国人民銀行長に経済に明るい朱鎔基副首相をあて、金融引き締めによる投資抑制と経済統制の強化に乗り出した。同年11月に開かれた中共第14期3中全会で「社会主義市場経済体制を確立するうえでの若干の問題に関する決定」が採択され、その中で社会主義市場経済体制を確立していく中で、政府のマクロ・コントロールの重要性を確認している。

さらに、1994年9月の中共第14期4中全会においては、中央のマクロ・コントロールの前提として「中央の権威」を高める必要性を改めて強調したのである。

2. 中央指導部内の軋轢

1989年6月に起きた「六・四事件」の終結後、鄧小平が江沢民を中核とする第三世代の指導集団を確立すべきだと述べ（注4）、鄧小平から江沢民への政権移譲の意向を明らかにした。中共4中全会において「鄧小平を中核とする第二世代の中央指導集団」から「江沢民を中核とする第三世代の中央指導集団」への引き継ぎを完了したとされた（注5）。

1995年3月の第8期全国人民代表大会（全人代）第3回会議では、中国共産党中央政治局書記処書記の呉邦国と姜春雲が副首相に選出された。これにより6人の副首相は、朱鎔基がマクロ経済、鄒家華が計画全般、錢其琛が外交、李嵐清が貿易・教育、呉邦国が（国有）工業、姜春雲が農業をそれぞれ担当することになり、「第三世代の指導集団」の体制が強化された。しかし経済政策を巡って、中央指導部内のコンセンサスが形成されているとは見えない。

江沢民や李鵬、朱鎔基らは、失業者の増加や治安悪化などによる社会の不安定を懸念し、慎重に改革を進める立場にあり、中央のコントロールを重視する。本来、1995年は国有企業改革の年と位置づけられ、破産も含め改革を積極的に進めるとされていたが、全人代での政府活動報告で国有企業改革はトーンダウンしており、慎重に進めることで安定重視へと強調点をシフトした。これに対して、全人代常務委員会委員長の喬石や全国政治協商会議主席の李瑞環は、強

調点の置き方に若干の違いが見られる。彼らは地方や民主諸党派を代表し、法によるコントロールを重視し、「民主を制度化、法律化しなければならない」と前向きな発言を行っている。さらに、人民代表大会に法律の実施に対する監督、行政・裁判・検察の各機関の活動に対する監督を強化するよう求め、党を代表する江沢民に対抗するかのようであった。経済面でも積極的な改革を推進する立場にあり、例えば国有企業改革では「緊迫感をもち、勇気を出し、リスクを積極的に担わなければならない」（注 6）として、大胆な改革こそむしろ安定につながる、という立場を明らかにしている。

3. 中央と地方の対立

江沢民が 5 中全会で「一部の地方と部門はその地区、その部門の局所的な利益ばかりを考え、中央の方針・政策の貫徹、執行に力が入らず、果ては上に政策があれば、下にも対策がある、命令があっても行わず、禁止されてもやめないという現象」に憂慮を表明したが、中央の地方に対する経済統制力は低下している。

財政問題を例に挙げてみよう（注 7）。表 2 - 2 は、国民総生産（GNP）に占める国家財政収入の割合を示したものである。1980年以前には 30%を占めていたが、80年に入り全体的に減少傾向にあり、88年からは 10%台に落ち込み、中央の財政力が低下したことを表している。

中央政府は、財政を強化するため、中央と地方の徴税範囲を明確化した「分税制」を 1994年から実施した。しかし、分税制の導入に対する地方の抵抗は大きかった。90年にいったん導入が図られたが、それまでの財政請負制で多くの財源を留保し、恩恵を受けてきた広東省などの反対が強く、94年にまでズレ込んでしまった。また、分税制の実施により地方の税収が減少することは当初から予想されていたため、中央は 93年の地方の歳入実績を基数とし、94年以降、中央財政から地方財政に毎年比率を増やしながら返還していく「税収返還」を経過的措置として導入し、地方に協力を求めた。こうした措置は中央の地方に対する妥協であり、さらに基数をめぐることは今後も、中央と地方の激しいバーゲニングが予想される。

また、第 8 期全人代第3回会議において、中国人民銀行の中央銀行機能を保証し、強化することを明記した「中国人民銀行法」が採択されたが、採択に際

しては 33%の反対・棄権票が入った。このことは、中央のマクロ規制強化を既得権益を奪うことと見る地方の抵抗と見ることができる。

こうした地方の抵抗に対して、江沢民政権は 1993年から大胆に地方人事の調整を行い、中央の息のかかった人物を地方のトップ、すなわち省長や省の党委員会書記に据えるよう努力してきた。全国に 30ある省・自治区・直轄市のうち、省長については 93年に 11人、94年と 95年に 6人ずつを交代させ、省の党委員会書記についても 93年に 11人、94年に 6人、95年 4人を交代させた。これにより、省長と党委員会書記がそろって交代していないのは、民族問題を抱えている青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区以外では広東省だけとなっていたが、96年 2月に広東省長もついに交代した。しかしこれだけの人事の調整を行いながら、依然として中央が地方を完全に掌握しているとは言えまい。やはり、78年以来の地方への権限の委譲により、地方のトップの首をすげ替えただけでは、中央の意向が地方に必ずしも浸透しないような地方の政治体制に変わってきたこと、さらには後任人事に対して必ずしも中央の意向だけでなく、地方の意向を反映しなければならなくなったことを

表 2-2 国民総生産（GNP）に占める国家財政の割合

年	GNP（億元）	国家財政収入（億元）	比率（%）
1978	3624.1	1121.1	30.9
80	4517.8	1085.2	24.0
84	7204.8	1501.9	20.8
85	8994.6	1866.4	20.8
86	10210.9	2260.3	22.1
87	11956.4	2368.9	19.8
88	14922.3	2628.0	17.6
89	16904.9	2947.9	17.4
90	18544.7	3312.6	17.9
91	21665.8	3610.9	16.7
92	26651.4	4153.1	15.6
93	34476.7	5088.2	14.8
94	44918.0	5218.1	11.6
95	57733.0	6187.7	10.7

（注） 1995年のGNPは、GDPを使用。

（出所）『中国統計年鑑 1995』中国統計出版社、1995年。但し、1995年については、劉仲 著「關於 1995年中央和地方預算執行狀況及 1996年中央和地方預算草案的報告」、國家統計局「關於 1996年國民經濟和社会發展的統計公報」。

表2-3 あなたは改革によって誰が利益を最も受けたと思いますか？ (%)

改革で利益を受けている人	調査対象							
	労働者	農民	党・政府 機関幹部	専門技術者	個人・私営 企業経営者	サービス業	一般	学生
労働者	3.7	10.9	2.6	1.8	9.4	3.3	2.9	8.3
農民	6.9	7.1	7.9	6.2	15.2	7.6	10.2	7.9
党政府機関幹部	45.9	32.6	24.2	35.1	39.0	35.0	30.5	37.7
専門技術者	17.3	27.7	22.9	13.6	32.8	22.7	22.5	34.1
国有企業経営者	22.8	11.5	19.3	18.4	17.8	15.6	13.0	12.6
私営企業経営者	46.6	45.5	54.3	54.4	37.5	48.0	52.1	44.3
個人経営者	39.0	41.4	44.9	45.6	18.7	46.2	50.2	28.9
自由職業	13.5	15.1	17.0	18.4	14.2	15.7	13.4	19.0
その他	3.4	7.6	5.1	5.5	10.3	5.3	3.9	5.5

(出所) 表2-1に同じ。

表している。

江沢民は5中全会で「われわれは国家の全局の利益を損なう地方の利益の存在を許さず、国の全局の利益を損なう部門の存在を許さない」と強い決意を示し、「中央の統一した指導を強化し、中央の権威を守らなければならない。マクロ・コントロール権は中央に集中しなければならず、中央は政策策定にあたって地方の合理的な利益と要求に十分考慮すべきだが、地方は意識的に大局に従い、大局に心を配り、国が付与した必要な権限を正しく運用し、当該地区の経済活動をうまく調節すべきだ」と述べ、地方主義傾向に釘を差しているが、「中央の権威」を繰り返し強調しなければならないところに、中央への権力集中が思うように進まない現状が現れている。

第2節 経済格差の拡大

1. 広がる経済格差の実態

中国人民大学社会学系の実施したアンケート調査によると、貧富差の問題が「非常に深刻」「かなり深刻」と答えた人が全体の72.8%を占めており（注8）、非常に多くの人が経済格差を深刻に受けとめている。

別のアンケート調査によると「あなたは改革によって誰が利益を最も受けたと思いますか」という問いに対し、表2-3のような結果が出た（注9）。それによると、私営企業経営者、個人経営者、党・政府機関幹部が利益を最も受けており、他方労働者や農民は利益を受けていないと見られている。

そして、市場経済化によって恩恵を受ける人と受けない人との経済格差が拡大しており、社会の不安定要素となっている。

2. 都市と農村の格差

都市住民1人あたりの生活費収入と農村住民1人あたりの純収入との格差を比較してみると、1991年 2.18、92年 2.33、93年 2.54、94年 2.6と年々拡大している。また表2-4は、格差を省ごとに示したものであるが、どの省も大なり小なり都市と農村の格差の問題を抱えている。政府は現在の農村の余剰人口が1.2億人で、2000年には2億人に達するとの見通しを示した。これら農村の余剰人

口が職を求めて、農村から都市へ、内陸部から沿海部へと流れていく人数は、94年に8000万人と言われているが、その数を正確につかむことは難しい。

1994年に開かれた公安部主催のある会議において、広州、深圳における出稼ぎ労働者による犯罪が両市の犯罪件数全体の80%を占め、上海、北京、天津などでも50%前後に達するという公安部の統計明らかにされたが、差し迫った問題は出稼ぎ労働者による犯罪の深刻化にある。この会議で公安部の牟新成副部長は「収入の不均衡、一部都市の労働力市場の供給過剰、及び農村人口の

表2-4 地域格差の実態 (1994年)

1人あたりGNP (元)		収入格差
3,679	全国平均	2.60
11,700	上海	1.62
8,240	北京	1.97
6,075	天津	2.03
5,015	遼寧	1.93
4,938	広東	2.69
4,431	浙江	2.11
4,308	江蘇	1.89
3,815	海南	2.73
3,649	福建	2.07
3,222	山東	2.42
2,980	新疆	3.03
2,868	吉林	1.82
2,682	河北	2.62
2,565	湖北	2.56
2,382	内モンゴル	2.35
2,352	山西	2.54
2,343	黒龍江	1.66
2,337	青海	2.96
2,123	寧夏	3.07
2,053	湖南	2.91
2,031	広西	3.22
2,006	雲南	3.87
1,911	四川	3.15
1,867	河南	2.64
1,835	江西	2.07
1,672	安徽	2.84
1,642	チベット	3.68
1,600	甘肅	3.40
1,041	陝西	3.07
1,034	貴州	3.56

(出所)『中国統計年鑑 1995年』。

学歴の低さが犯罪を生む主な原因だ」と分析しており（注10）、都市にとって農村からの出稼ぎ労働者が手放しで歓迎される時代は終わろうとしていると言える。北京市では95年7月、出稼ぎ者の管理強化の条例を施行するなど対策を採っている。また、95年11月に深セン市で湖南省や湖北省からの出稼ぎが地元の人々と小競り合いとなり、党支部を取り囲み、出動した警察官と衝突し、死傷者は62人に上る事件が発生した（注11）。さらに95年12月には都市への農村余剰人口の集中現象の象徴とも言われた、北京市郊外のいわゆる「浙江村」と呼ばれる浙江省からの出稼ぎ労働者の集落の撤去、立ち退きが強制的に行われた（注12）。中国も経済発展に伴い、地域格差の拡大を背景として、地方の農民が職を求めて都市に集中し、都市周辺部がスラム化するという途上国に共通の現象に直面するようになった。

3. 経済優遇政策と地域格差

上で述べた都市と農村の経済格差と並んで、沿海部と内陸部の格差も拡大している。上述の表2-4は、省ごとの1人あたりの国民総生産（GNP）も表しているが、沿海部と内陸部の格差の深刻さは歴然としている。

こうした地域格差は、沿海部に対し外資を積極的に導入するため中央が実施してきたこれまでの優遇政策によって、内陸部への投資が軽視されてきた結果、拡大してきた。そのため、格差を是正するためには、これまでの優遇政策を止めるか、これまで優遇されなかった地域を優遇するかという2つの方法が考えられる。

前者について、例えば昨今論争の的になっているのが経済特別区（以下、特区）の廃止論争である。これを提起したのは、江沢民のブレーンと言われている中国科学院国情分析グループの胡鞍鋼である。中国が直面する問題として、地域間の優遇条件の不平等性を挙げ、とりわけ特区の税制面での優遇政策を問題とし、特区の廃止を唱えた（注13）。しかし特区を抱える地方政府は、廃止論に積極的に反論した。深圳市は同市の党委員会の厲有為書記を中心に、これまでの特区の成果を強調し特区存続を訴え（注14）、地方の既得権益を死守しようとした。その結果、5中全会では、特区廃止は先送りされた。さらに中央は1995年末、外資系企業の資本財輸入に対する関税免除を順次撤廃することを発表した。この背景には、世界貿易機構（WTO）への加盟を考慮し、税制の

調整が必要になっているということもさることながら、中西部地区の突き上げ、さらには次節で述べるように経営状態の悪い国有企業からの突き上げがあった。

後者について、5中全会で政府が中西部への具体的な投資奨励措置を明らかにした。(1) 財政支援と建設投資を徐々に増やし、資源開発プロジェクトと基盤施設プロジェクトを優先的に配分する、(2) 加工工業の地域分布を調整し、資源加工型と労働集約型の産業を中西部に移転させる、(3) 中西部地区の資源の加工能力を高め、自己発展性を強化する、(4) 中西部地区の改革・開放のテンポを速め、より多くの外国資本が中西部地区に投入されるよう誘導する、(5) 東部地区と中西部地区の経済協力を強め、中西部地区への投資を奨励する、というものである。

このように、地域経済格差の拡大をいかに是正するかという問題は、地域間の利害調節を意味しており、調節の担い手は中央にならざるをえない。しかし第1節で見たように、地方に対する中央の経済統制能力は決して高いものではないため、地域経済格差の是正は簡単には進まない。

第3節 国有企業改革と社会不安

現在国有企業が、現在多額の赤字を抱え、経営が悪化していることは周知の通りである(注15)。そのため国有企業改革は、市場経済への移行期における重要課題である。政府は、現代企業制度と呼ばれる国有企業を市場経済に適応した企業へと転換することを追求しているが、人々にとって国有企業は職場であると同時に、「小社会」とも呼ばれるように生活全般とも密接に関わっているため、その改革は容易なものではない。

多くの国有企業の現状は経営の悪化から、労働者に対し賃金カットや何カ月も賃金が支払えない状況にある。さらに物価上昇が激しいため、労働者の生活は苦しく、賃上げを求めているが、国有企業はそれに応じる余裕がない。また、現在企業制度改革の中で、企業は合理化の必要に迫られ、労働者を一方的に解雇するケースや、場合によっては企業自体が破産するケースもある。また、市場競争の中では生産第一主義の経営を行う企業も多く、労働環境の悪化から作業中の事故が多発している。

このような国有企業改革の現状から、労働者の経営者側への不満は高まっており、労働仲裁委員会へ提訴し、労働者の権利を守ろうとする動きが高まっている。労働仲裁委員会が受理した労働争議の案件件数は、1992年 8,150件だったものが、93年には 12,368件、94年 19,098件にものぼり、急増している。

また失業者についても、全国の失業率が年々上昇しており、1992年 2.3%だったものが、93年には 2.6%に跳ね上がり、94年も 2.8%（476.4万人）まで上昇している。労働部では 2000年までの第9次5カ年計画期間中に、失業率は5%に達すると見ている。しかも、現在国有企業の抱える余剰労働力は最高3000万人と言われており、それらを加えると実質の失業率は10%を超えると見られている。

こうした問題も労働仲裁委員会で解決できればよいが、政府が最も懸念するのは、生活苦から労働者が集団で示威行動をとることである。例えば、1995年10月、吉林省白城市の国有紡績工場では、5,000人以上の労働者が7カ月間未払いの賃金の支払いを要求するデモを行った（注16）。インフレにより年金生活が困難なため、首都鋼鉄集団の定年退職者数百人が年金増額を要求するデモを行ったり、四川省でも党や政府機関の退職者約200人が年金未払いを訴える書簡を省政府に送ったと言われる（注17）。こうした労働者の示威行動について、当然ながら政府の公式統計は明らかにされていない。しかし香港の『争鳴』誌（95年10月号）に、職場放棄、ストライキ、集会、請願、デモの発生件数を省・自治区・直轄市ごとに集計したものが掲載されている（表2-5）。件数が多いのが、四川省をトップに、新疆ウイグル自治区や陝西省など内陸地区の省、自治区、また経営状態の悪い大中型国有企業を多く抱えている東北3省が上位を占めている。また、香港や台湾などの外資系企業の労働条件の悪さがたびたび伝えられる広東省や福建省の件数も多い。それに比べ、件数が少ないのが長江下流地域を中心に沿海地区の省や直轄市などである。最近では、労働者の要求に対応できない既存の労働組合に代わり、一部労働者が政府の禁止している「自主労組」を作り、活動していることが14もの省や自治区で確認されており（注18）、事態の深刻さが窺われる。

表 2 - 5 労働者の示威行動の省別件数 (1995 年上期)

	職場放棄・ ストライキ	集会・請願 ・デモ	合計
四川	145	121	266
新疆	127	120	247
陝西	102	98	200
寧夏	94	47	141
河南	90	85	175
甘肅	89	61	150
貴州	89	52	141
湖北	87	72	159
湖南	82	77	159
江西	82	87	169
遼寧	79	68	147
山東	79	90	169
広西	77	59	136
吉林	75	62	137
山西	74	80	154
安徽	67	70	137
黒龍江	65	81	146
青海	65	52	117
広東	59	67	126
河北	56	57	113
福建	54	65	119
雲南	50	65	115
河南	32	37	69
内モンゴル	31	24	55
江蘇	31	29	60
浙江	29	35	64
チベット	14	9	23
北京	12	7	19
天津	8	6	14
上海	7	5	12

(出所)『争鳴』 1995年 10月号。

第4節 治安の悪化

これまで、市場経済への移行期における社会不安を誘発するいくつかの重要な問題を分析してきた。すでに述べたように、地域格差は出稼ぎ労働者による流入先での犯罪が多発し、国有企業の経営悪化は労働者のデモやストライキといった社会不安を拡大している。しかし、最近の傾向は、犯罪が日常化していることにある（注19）。

第8期全人代第3回会議での「最高人民検察院工作報告」（注20）によると、刑事事件の摘発が急増している。公安機関や国家安全機関によって逮捕された犯罪者は、93年が607,945人、1994年には688,771人、12.4%増加している。犯罪内容も、殺人、強盗、強姦、爆破、拳銃所持など悪質化している。

沿海部での公安や軍の関係者による犯罪が深刻化している。1994年9月、北京市内で人民解放軍の軍人が銃を乱射し、イラン人外交官親子ら8人が死亡、30人以上が負傷するショッキングな事件が起きた。その後の調べで、この事件は政治的な目的ではなく、単なる上司とのトラブルによるものと判明した。95年10月には広州市で警察官が軍ナンバーの密輸車の調査中、市警備司令部の兵士70人が派出所を襲撃し、同年12月には深・市で人民解放軍の総後勤部と総参謀部所属の兵士が利権をめぐる衝突し、20人が負傷している（注21）。かつては「三大規律、八項注意」と言われる厳格な規律が重んじられてきた人民解放軍も、市場経済化の中で、規律の緩みからモラルの低下が指摘されている。

第5節 腐敗の構造

1. 腐敗の実態

第8期全人代第3回会議での「最高人民検察院工作報告」（注22）によると、1994年に全国の検察機関が摘発した経済犯罪事件は60,312件で対前年比6.8%増加した。表2-6は、90年以降の犯罪摘発件数の推移である。90年以降減少していたが、94年一転して増加となった。その内訳は、横領が21,674件、贈収賄14,797件、公金流用、巨額財産不明13,617件、商標盗用、脱税、納税拒否、増値税の不正還付など10,224件であった。このうち、贈収賄と脱税が前年

表 2 - 6 全国検察機関の経済犯罪事件摘発件数

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
全体	71,881	68,437	61,424	56,491	60,312
横領	29,188	28,551	24,569	20,858	21,674
贈収賄	22,185	17,668	11,964	10,019	14,797
公金流用	10,556	11,041	10,918	13,663	13,617
脱税	7,564	9,258	10,041	7,475	10,224
その他	2,388	1,919	3,932	4,476	

(出所)『全国法律年鑑』1991～94年各版、張思卿「最高検察院工作報告1995年」。

表 2 - 7 大型経済犯罪の金額別件数

	1993年	1994年
《横領・贈収賄》		
1万元以上10万元未満	13,148	17,607
10万元以上50万元未満	955	1,265
50万元以上100万元未満	77	106
100万元以上	57	77
《公金流用》		
50万元以上100万元未満		255
100万元以上	208	290
《ニセ商標》		
50万元以上100万元未満		108
100万元以上	50	122

(出所) 張思卿「最高検察院工作報告1994年」「同1995年」。

表 2 - 8 摘発者の内訳 (単位:人)

	1993年	1994年
党・政府幹部指導機関職員	6,011	3,098
県・処クラス	1,032	1,827
司・局クラス		88
行政・法律執行機関職員		1,468
司法機関職員	1,804	2,539
経済管理部門職員		3,791

(出所) 表 2 - 7 に同じ

より大幅に増加した。このように、腐敗摘発の件数が多いことが腐敗の深刻さを裏付けている。

次に、腐敗の特徴を挙げると、第1に、大型犯罪が増加した。表2-7は1994年の金額別の件数であるが、100万元以上の犯罪が大きく増えていることがわかる。例えば、中国人民建設銀行深圳市福田支店では会計担当ほか数人が、1,300万香港ドル、80万米ドルの横領と6万元の公金流用の事件を犯した。

第2の特徴は、県・処クラス以上の指導幹部による事件が多発していることである。1994年に摘発された党・政府の指導機関の職員数は3,098人だが、そのうち県・処クラスの幹部は1,827人、司・局クラスでも88人に上った。表2-8は幹部クラス別の容疑者数を表したものであるが、93年から94年にかけて大幅に増加していることがわかる。例えば、貴州省の国際信託投資会社の董事長による横領や収賄、四川省民政庁の副庁長による収賄などが目立った。

第3の特徴は、司法機関職員や行政・法律執行機関職員といった本来法を遵守する立場にある官吏による、事件が多発していることである（表2-8参照）。例えば、1994年10月、貴州省の公安庁長が92年10月から93年5月までの間に、外資系企業経営者の妻とその友人の「香港・マカオ通行証」と「営業許可証」発行の便宜を図り、その経営者から計3回にわたり、計17万元の賄賂を受け取った事件で逮捕され、95年1月死刑判決を受けた。

2. 腐敗に対する認識

1994年に中国人民大学社会学系が、北京と河北省の石家庄で一般大衆を対象に実施した世論調査によると、「新たに出現した金持ちのうち、どの程度が正当な手段で富を得たと思うか」という質問に対し、「ほとんど正当な手段ではない」が10.7%、「多くは正当な手段ではない」が48.5%で、「大半が正当な手段」とする回答は20%にすぎなかった。また「大金を稼ぐには権力の後ろ盾が必要か」という質問には、75.7%が「そうである」と答え、16.7%しか否定しなかった（注23）。また、人々の間では「1番目は公務員。高いところで幸福にひたる。2番目は『官倒』。投機に失敗しても（後ろ盾があるので）心配なし。（中略）10番目は主人たち（人民大衆）。まじめに雷鋒を学んでいる。」という数え歌さえ流行った（注24）。

胡鞍鋼は、腐敗の問題を「人民に対する政府の合法性（正統性）に関わる問

題」ととらえ、腐敗を徹底的に解決しなければ、政権が倒れる事態もあり得ないことではないと警告する（注 25）ように、一般大衆は党や政府の幹部による腐敗の深刻さを十分認識しており、彼らに対する強い不信感を持っている。さらに、「六・四事件」が起きた原因として「官倒」と呼ばれる役人ブローカーに代表される幹部の汚職とインフレへの一般市民の怒りがあったことはよく指摘されるとおりであり、政府も幹部の腐敗の深刻化を厳粛に受けとめている（注 26）。

政府は 1993年 8月以降、積極的に反腐敗闘争を展開し、その成果を繰り返し強調しており、94年の経済犯罪の摘発件数の増加はその成果とも言える（表 2-6）。また、移行期ゆえの法律や制度の未整備も腐敗の増加の原因と言われており、それらの整備が進められている。しかし政府が反腐敗闘争の成果を強調すればするほど、逆に党や政府の幹部の腐敗の深刻さを一般大衆に示すことになっている。また、一般大衆は中央指導部クラスの腐敗、「太子党」と呼ばれる幹部の子弟らによる腐敗にまで踏み込んで摘発が行われていないことに、江沢民政権の限界を感じている。また法律や制度の整備以上に重要なことは、法律や制度が実際に正しく運用されることである。党や政府の幹部が自ら腐敗活動を率先して行っている現状では、喬石や李瑞環が強調するように、全国人民代表大会や中国人民政治協商会議による党や政府に対する監督機能の強化など制度改革が必要である。そのことは、必然的に政治体制改革といった抜本的な改革を必要とするだろう。しかし、それに手を付けることは、これまでの歴史が物語っているように、政権の存立そのものを脅かすため、腐敗は江沢民政権にとって命取りになりかねないほど深刻な問題なのである。

おわりに

5 中全会での江沢民がその演説の中で「指導幹部は政治を重視しなければならない」と強調したが、これまでの経済優先から政治重視へ、すなわち政治規律の強化へと国内引き締め方向を打ち出したことを意味している。「政治」という言葉を前面に押し出すこと自体、これまで述べた政権内の不安定要素と社会的な不安定要素に対する江沢民政権の危機感を表しており、当分は差し迫った問題を解決することに専念せざるをえない。中央統制の強化と市場経済化の

ための改革をどう両立させていくのか、江沢民政権にまだその青写真はない。

(注)

1. 『人民日報』1995年10月14日。以下、5中全会における江沢民の発言はこれより引用する。
2. 中国社会科学院社会学研究所と国家统计局社会司が実施。『社会藍皮書1994-1995年中国社会形勢分析与預測』、中国社会科学出版社、1995年、31頁。
3. 同上、53頁。
4. 「第三代領導集体的当務之急」『鄧小平文選第三卷』、人民出版社、1993年（邦訳、テン・ブックス、1994年）。
5. 『人民日報』1994年9月28日。
6. 同上、1995年1月26日。
7. 分税制については、例えば南部稔「財政改革の現状と課題」『日中経協ジャーナル』1995年7月号、日中経済協会。
8. 前掲、『社会藍皮書』110頁。
9. 同上、35.6頁。
10. 『中国通信』1994年5月18日、『経済日報』同年5月24日。
11. 『東京新聞』1995年12月6日。
12. 「都市里的編外“村”」『瞭望』第48期、『産経新聞』1995年12月18日。
13. 胡鞍鋼『挑戦中国』、新新聞文化事業股份有限公司、1995年、135～143頁。
14. 例えば、『深圳特区報』1995年8月7日、9月6日など。
15. 国有企業改革の困難な状況については、丸山伸郎編『アジア社会主義諸国の体制転換と経済協力の課題』、アジア経済研究所、1995年。
16. 『読売新聞』1995年11月18日。
17. 『産経新聞(夕)』1995年12月26日。
18. 『朝日新聞』1995年4月4日。
19. 社会治安については、例えば徳岡仁「政治・社会社会情勢を映す鏡としての治安問題」『東亜』1995年12月号。
20. 張思卿「最高人民検察院工作報告」(1995年3月13日)『人民日報』1995年3月24日。

21. 『産経新聞』1995年12月21日。
22. 張思卿、前掲報告
23. 『社会』1995年第3期（総第122期）、25頁。
24. 『朝日新聞』1993年12月26日。
25. 胡鞍鋼「政権ブレーンが語るポスト鄧小平『5つの挑戦』」『世界週報』1995年8月1日号。
26. 「官倒」については、菱田雅晴「“官倒” = 〈銭・権ネットワーク〉を考える」『東亜』1989年6月、霞山会、小島麗逸「経済改革十年と天安門事件」野村浩一ほか編『岩波講座現代中国別巻2 民主化運動と中国社会主義』、岩波書店、1990年、などが詳しい。